

陸前高田市監査基準の改正と公表について

1 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、監査委員が定め、公表することとされた監査基準について、本市の監査基準を改正し、公表することとした。

2 監査基準とは

地方自治法等の規定に基づき、定期監査、例月出納検査、決算審査等の各監査等の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めたもの。

3 経 緯

これまでは、各地方公共団体において任意に監査基準を定め、各監査委員の裁量により独自に監査を行っていたところであるが、平成 29 年 6 月の地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月 1 日以降は、各地方公共団体の監査委員が監査基準を定めて公表し、当該監査基準に基づいた監査を実施することが義務付けられた。このため、本市においても、この統一的な監査基準に沿った監査基準を策定し、市長、市議会議長等へ通知したところである。

4 本市の監査基準の策定状況

本市では、既に、全国都市監査委員会（全国の市部の監査委員で構成される団体）が各都市の監査基準策定のため示していた監査基準を参考とし、本市の監査基準を策定していた。前回の改正は、平成 29 年 3 月であった。

今般、令和元年 8 月に、全国都市監査委員会が地方自治法の一部改正を受け、監査基準を改正したことから、この新たな監査基準を参考として本市監査基準を改正したものの。